

第 4 9 号 議 案

新宿区印鑑条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 1 0 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区印鑑条例等の一部を改正する条例

(新宿区印鑑条例の一部改正)

第1条 新宿区印鑑条例（昭和50年新宿区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第19条中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード」を「次に掲げる書類」に改め、「第22条第7項」の次に「（同法第22条の3第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第1項」を「同法第22条第1項」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード
- (2) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード
- (3) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書

(新宿区一般事務手数料条例の一部改正)

第2条 新宿区一般事務手数料条例（平成12年新宿区条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表備考中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード」を「次に掲げる書類」に改め、「第22条第7項」の次に「（同法第22条の3第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第1項」を「同法第22条第1項」に改め、同表備考に次の各号を加える。

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード
- (2) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード

- (3) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書

（新宿区住民基本台帳制度の適正な運用に関する条例の一部改正）

第 3 条 新宿区住民基本台帳制度の適正な運用に関する条例（平成 14 年新宿区条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条の 2 中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード」を「次に掲げる書類」に改め、「第 22 条第 7 項」の次に「（同法第 22 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第 1 項」を「同法第 22 条第 1 項」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード
- (2) 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カード
- (3) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 59 号）の施行による出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）の改正等を踏まえ、特定在留カード等を機構経由端末機による証明書等の交付の請求等に係る必要書類として追加する必要があるため